

札幌市資料館条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市資料館条例の一部を改正する条例

札幌市資料館条例(平成17年条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表中	「		「			
		3,400円			3,800円	
		4,500円			5,000円	
		7,900円			8,800円	
		4,900円			5,500円	
		2,300円	を		2,500円	に改める。
		2,100円			2,300円	
		2,200円			2,500円	
		2,200円			2,500円	
		2,100円			2,300円	
	」			」		

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の札幌市資料館条例第4条第1項の承認に係る使用料について適用し、同日前の同項の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(理 由)

資料館の使用料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。